

申請前に要チェック！

運営費配分

対象・対象外の判断目安 Yes/Noチャート

※あくまで目安です。

申請者は法人格のない任意団体ですか？

Yes

No

法人は配分対象外です。

会則等に則って会の運営がなされ、会の意思を民主的に決定する組織を有していますか？

Yes

No

特定の個人的活動と思われるものは配分対象外です。

(代表者一個人の判断で会の意思を決定する団体は、
たとえ「〇〇会」と名乗っていても個人的活動と判断せざるを得ません。)

事業ごとの収支計算だけでなく、会全体の1年間の会計を決算し、会の財産状況を明らかにしていますか？

(収支を記録し、領収書等を適正に保管し、1年間の収支総額・繰越金状況・預金残高等を明確に示せますか？)

Yes

No

財産管理の状況等が不十分な団体は配分対象外です。

(たとえ小規模なボランティア団体であっても、配分金を託すためには、
財産状況等をオープンにできる透明性や公益性が必要です。)

年間の活動内容のほとんどが「福祉」を目的とした事業ですか？

Yes

No

福祉活動を目的として設立された団体以外は配分対象外です。

(共同募金は福祉のための募金なので、福祉事業以外には配分できません。)

年間の活動内容のほとんどが、行政からの委託事業以外の事業ですか？

Yes

No

行政からの委託事業は「原則」配分対象外です。

例外として、次のいずれかの場合で、緊急性が高いものは対象となります。

- ① 委託事業運営のための収入に占める委託料収入の割合が、概ね6割以下のもの
- ② 小規模事業で、事業を運営する法人・団体の財政基盤が脆弱なもの
- ③ 委託事業利用者へのサービスではあるが、委託契約の内容を超えて実施するもの

例外の場合

配分を受けることにより団体の活動がより充実する、ということを具体的に述べられますか？

Yes

No

運営費配分といっても、具体的な活動展望をもっていないと、
上手に配分申請書を作れません。

配分上限額は、1団体3万円です。